

令和8年度 第1回富山県私立学校審議会

日 時：令和8年7月10日（金）

10：00～11：30

場 所：富山県民会館 702号室

次 第

1 諮問事項

- (1) 私立高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について
- (2) 総合カレッジS E Oの設置者の変更の認可について
- (3) 安川専門学校ロイモード学院の廃止の認可について

2 その他

【配付資料】

- 資料 No. 1 富山県私立学校審議会委員名簿
- 資料 No. 2 私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更等の認可について(諮問)
- 資料 No. 3 私立高等学校等の収容定員に係る学則新旧対照表
- 資料 No. 4 総合カレッジS E Oの設置者の変更の認可について
- 資料 No. 5 安川専門学校ロイモード学院の廃止の認可について

- 参考資料 1 富山県私立学校審議会規程、運営内規
- 参考資料 2 私立学校法(抜粋)、学校教育法(抜粋)
- 参考資料 3 令和6年度第3,4回富山県公私立高等学校連絡会議の開催結果

令和 8 年度 第 1 回富山県私立学校審議会 座席表

日時：令和 8 年 7 月 1 0 日(金)
10:00～11:30
場所：富山県民会館 7 0 2 号室

黒崎 紫抄代 会 長

議 長

澤田 孝之 委員
須田 英克 委員
田中 宏育 委員
寺島 雅峰 委員

荒井 公浩 委員
唐嶋田鶴子 委員
串田 至人 委員
里見 治美 委員

入 口

牧田主幹 開発次長 若林課長

事 務 局

報道関係席・一般傍聴席

富山県私立学校審議会委員

資料No. 1

令和8年7月10日現在

	氏 名	現 職	備考
1	荒 井 公 浩	富山経済同友会教育を考える委員会副委員長 (学) 荒井学園理事長 富山県私学振興会副理事長	
2	唐 嶋 田 鶴 子	(学) 福野青葉幼稚園理事長・園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会理事	
3	串 田 至 人	元富山県総合教育センター所長	
4	黒 崎 紫 抄 代	富山県人事委員会委員長 前(学) 富山国際学園常務理事・事務局長	会 長
5	笹 原 正 徳	(学) 和楽学園学園本部長 富山県専修学校各種学校連合会理事	
6	里 見 治 美	(学) 富山音楽院理事長 県専修学校各種学校連合会監事	
7	澤 田 孝 之	(学) 富山第一高等学校 富山第一高等学校校長	
8	須 田 英 克	(学) 神通学館理事長 富山県私立中学高等学校協会会長 富山県私学振興会理事	
9	田 中 宏 育	富山県教育委員会教育次長・教育みらい室長	
10	寺 島 雅 峰	富山経済同友会幹事 教育を考える委員会委員長 (株) 寺島コンサルタント 代表取締役社長	
11	畠 山 遵	(学) 華聴学園理事長 認定こども園こぼと幼稚園園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会会長	
12	増 田 美 奈	富山大学大学院教職実践開発研究科 准教授 富山県総合教育センター 客員教授 (教育研修部担当)	

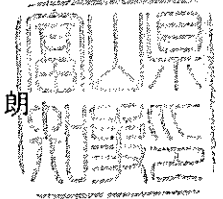
以上12名

(五十音順)

学 振 第 1 8 0 号
令和 8 年 7 月 1 0 日

富山県私立学校審議会
会長 黒崎 紫抄代 殿

富山県知事 新田 八朗



私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更等の認可について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請があったので、私立学校法第7条第1項、及び同法第152条第2項において準用する同法第7条第1項の規定により、認可の可否について意見を求めます。

記

事 項	申 請 者	認可の 根拠規定
龍谷富山高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市赤江町2番10号 学校法人藤園学園	学校教育法 第4条第1項
高岡第一高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市戸出石代307番地3 学校法人高岡第一学園	
高朋高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市東富山寿町一丁目1番39号 学校法人神通学館	
高岡向陵高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市石瀬281番地1 学校法人荒井学園	学校教育法 施行令第23条 第1項第12号
新川高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について		
高岡龍谷高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について		
富山国際大学付属高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市願海寺水口444番地 学校法人富山国際学園	
総合カレッジSEOの設置者の変更の認可について	砺波市出町中央6番9号 瀬尾 陸奥（個人立）	
安川専門学校ロイモード学院の廃止の認可について	高岡市本丸町3番19号 安川 良子（個人立）	学校教育法 第4条第1項

私立高等学校等の収容定員に係る学則新旧対照表

現行	改正案	備考																		
○龍谷富山高等学校学則 第15条 本校の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>学科</th><th>人数</th></tr><tr><td>入学定員</td><td>普通科</td><td>300</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>普通科</td><td>800</td></tr></table> 附 則 令和7年7月22日 定員及び収容定員の変更 この学則の一部変更は、令和8年4月1日から施行する。 附 則 令和8年2月25日 授業料の変更 この学則の一部変更は、令和8年4月1日から施行する。	区分	学科	人数	入学定員	普通科	300	収容定員	普通科	800	○龍谷富山高等学校学則 第15条 本校の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>学科</th><th>人数</th></tr><tr><td>入学定員</td><td>普通科</td><td>320</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>普通科</td><td>870</td></tr></table> (同左) 附 則 令和8年 月 日 定員及び収容定員の変更 この学則の一部変更は、令和9年4月1日から施行する。	区分	学科	人数	入学定員	普通科	320	収容定員	普通科	870	入学定員、収容定員の増
区分	学科	人数																		
入学定員	普通科	300																		
収容定員	普通科	800																		
区分	学科	人数																		
入学定員	普通科	320																		
収容定員	普通科	870																		

○高岡第一高等学校学則 第11条 本校の生徒収容定員は普通科<u>700</u>名とする。 附 則 1. 令和8年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="531 1299 678 2020"> <tr> <th colspan="2">単位 (名)</th><th>令和7年度</th></tr> <tr> <td>入 学 定 員</td><td>普 通 科</td><td>230</td></tr> <tr> <td>収 容 定 員</td><td>普 通 科</td><td>700</td></tr> </table> 2. この学則は令和8年4月1日から改正施行する。	単位 (名)		令和7年度	入 学 定 員	普 通 科	230	収 容 定 員	普 通 科	700	○高岡第一高等学校学則 第11条 本校の生徒収容定員は普通科<u>690</u>名とする。 (同左) 附 則 1. 令和9年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="866 385 1013 1106"> <tr> <th colspan="2">単位 (名)</th><th>令和9年度</th></tr> <tr> <td>入 学 定 員</td><td>普 通 科</td><td>230</td></tr> <tr> <td>収 容 定 員</td><td>普 通 科</td><td>690</td></tr> </table> 2. この学則は令和9年4月1日から改正施行する。	単位 (名)		令和9年度	入 学 定 員	普 通 科	230	収 容 定 員	普 通 科	690	収容定員の減
単位 (名)		令和7年度																		
入 学 定 員	普 通 科	230																		
収 容 定 員	普 通 科	700																		
単位 (名)		令和9年度																		
入 学 定 員	普 通 科	230																		
収 容 定 員	普 通 科	690																		
○高朋高等学校学則 第三条 部科及び課程の組織 - 一 普通科とする。 - 二 学年制による課程（以下、「学年制」という。）及び単位制による課程（以下、「単位制」という。）を置く。 2 修業年限は、三カ年の全日制とする。	○高朋高等学校学則 (同左)	収容定員の減																		

3 収容定員は、三百三十名とする。 附 則 5 0 この学則の施行は、2026年四月一日からとする。 但し、2026年4月1日から2027年3月31日迄における各年度の入学定員及び収容定員は、第三条第3項の規定にかかわらず次の通りとする。 2026年度 入学定員 90名 収容定員 280名 5 1 この学則の施行は、2026年四月一日からとする。	(同左) 5 2 この学則の施行は、2027年四月一日からとする。 但し、2027年4月1日から2028年3月31日迄における各年度の入学定員及び収容定員は、<u>第三条第3項の規定にかかわらず次の通りとする。</u> <u>2027年度以降入学定員 90名 収容定員 270名</u>	入学定員及び収容定員の増																				
○高岡向陵高等学校学則 第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。 全日制の課程 <table><tr><td>学科名</td><td>修業年限</td><td>入学定員</td><td>収容定員</td><td>昼夜間別</td></tr><tr><td>普通科</td><td>3年</td><td>220名</td><td>610名</td><td>昼間</td></tr></table> 附 則 1. この学則は令和8年4月1日から施行する。	学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別	普通科	3年	220名	610名	昼間	○高岡向陵高等学校学則 第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。 全日制の課程 <table><tr><td>学科名</td><td>修業年限</td><td>入学定員</td><td>収容定員</td><td>昼夜間別</td></tr><tr><td>普通科</td><td>3年</td><td>230名</td><td>650名</td><td>昼間</td></tr></table> 附 則 1. この学則は令和9年4月1日から施行する。	学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別	普通科	3年	230名	650名	昼間	入学定員及び収容定員の増
学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別																		
普通科	3年	220名	610名	昼間																		
学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別																		
普通科	3年	230名	650名	昼間																		

○新川高等学校学則 第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。 全日制の課程 <table><tr><td>学科名</td><td>修業年限</td><td>入学定員</td><td>収容定員</td><td>昼夜間別</td></tr><tr><td>普通科</td><td>3年</td><td>90名</td><td>290名</td><td>昼間</td></tr></table> 附 則 1. この学則は令和8年4月1日から施行する。	学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別	普通科	3年	90名	290名	昼間	○新川高等学校学則 第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。 全日制の課程 <table><tr><td>学科名</td><td>修業年限</td><td>入学定員</td><td>収容定員</td><td>昼夜間別</td></tr><tr><td>普通科</td><td>3年</td><td>85名</td><td>270名</td><td>昼間</td></tr></table> 附 則 1. この学則は令和9年4月1日から施行する。	学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別	普通科	3年	85名	270名	昼間	入学定員及び収容定員の減
学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別																		
普通科	3年	90名	290名	昼間																		
学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別																		
普通科	3年	85名	270名	昼間																		
○高岡龍谷高等学校学則 第4条 本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。 通常課程 普通科 第1学年 200名 調理科 第1学年 40名 計 240名 収容定員合計 745名 附 則 (令和7年5月30日) 1. この学則は、令和8年4月1日から適用する。 2. 第4条については、この規定にかかわらず次のとおりとする。 <table><tr><td>全日制課程</td><td>入学定員</td><td>収容定員</td></tr><tr><td>普通科</td><td>180名</td><td>495名</td></tr><tr><td>調理科</td><td>0名</td><td>40名</td></tr><tr><td>計</td><td>180名</td><td>535名</td></tr></table>	全日制課程	入学定員	収容定員	普通科	180名	495名	調理科	0名	40名	計	180名	535名	○高岡龍谷高等学校学則 (同左) (同左)	収容定員の増(通信制)								
全日制課程	入学定員	収容定員																				
普通科	180名	495名																				
調理科	0名	40名																				
計	180名	535名																				

通信制課程	入学定員	収容定員
普通科	80名	160名
計	80名	160名

附 則（令和8年 月 日）

1. この学則は、令和9年4月1日から適用する。

2. 第4条については、この規定にかかわらず次のとおりとする。

全日制課程	入学定員	収容定員
普通科	180名	535名
計	180名	535名

通信制課程	入学定員	収容定員
普通科	80名	240名
計	80名	240名

○富山国際大学付属高等学校学則 第4条 本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。 全日制課程普通科 <u>750</u>名 附 則（令和4年8月1日公布） 67 令和5年度における本校の入学定員及び収容定員は、次のとおりとし、第4条の改正規定は令和5年4月1日から施行する。 <table border="1" data-bbox="531 1314 676 1948"><thead><tr><th>区 分</th><th>年 度</th><th>5</th></tr></thead><tbody><tr><td>入学定員</td><td>普通科</td><td>250</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>普通科</td><td>750</td></tr></tbody></table>	区 分	年 度	5	入学定員	普通科	250	収容定員	普通科	750	○富山国際大学付属高等学校学則 第4条 本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。 全日制課程普通科 <u>800</u>名 附 則（令和8年3月24日公布） 68 第24条及び第26条の改正規定は令和8年4月1日から施行する。 附 則（令和8年 月 日公布） 69 令和9年度における本校の入学定員及び収容定員は、次のとおりとし、第4条の改正規定は令和9年4月1日から施行する。 <table border="1" data-bbox="1046 400 1192 1034"><thead><tr><th>区 分</th><th>年 度</th><th>9</th></tr></thead><tbody><tr><td>入学定員</td><td>普通科</td><td>300</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>普通科</td><td>800</td></tr></tbody></table>	区 分	年 度	9	入学定員	普通科	300	収容定員	普通科	800	入学定員及び収容定員の増
区 分	年 度	5																		
入学定員	普通科	250																		
収容定員	普通科	750																		
区 分	年 度	9																		
入学定員	普通科	300																		
収容定員	普通科	800																		

私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更の認可について

私立高等学校 令和9年度収容定員一覧

【全日制】

(単位 人)

学 校 名	学 科 名 (大学科・小学科)		令和9年度 収容定員	各学年定員			(参考) 8年度 収容定員	備考
				1 学年	2 学年	3 学年		
不二越工業	工業	情報機械	405	135	135	135	405	認可申請なし (変更なし)
龍 谷 富 山	普 通		870	320	300	250	800	
高 岡 第 一	普 通		690	230	230	230	700	
富 山 第 一	普 通		1, 190	400	400	390	1, 180	認可申請なし (10名増)
高 朋	普 通		270	90	90	90	280	
高 岡 向 陵	普 通		650	230	220	200	610	
新 川	普 通		270	85	90	95	290	
高 岡 龍 谷	普 通		535	180	180	175	495	
	(調 理)		0	0	0	0	40	
富 山 国 際 大 学 付 属	普 通		800	300	250	250	750	
片 山 学 園	普 通		315	105	105	105	320	認可申請なし (5名減)
合 計			5, 995	2, 075	2, 000	1, 920	5, 870	

※R8の学則に、附則としてR10までの経過措置（390→400名への収容定員変更）が記載されており、新たに認可を受ける必要がないため

【通信制】

(単位 人)

学 校 名	学 科 名 (大学科・小学科)		令和9年度 収容定員	各学年定員			(参考) 8年度	備考
				1 学年	2 学年	3 学年		
高 岡 龍 谷	普 通		240	80	80	80	160	

私立中学校 令和9年度収容定員一覧

(単位 人)

学 校 名	学 科 名 (大学科・小学科)		令和9年度 収容定員	各学年定員			(参考) 8年度	備考
				1 学年	2 学年	3 学年		
片 山 学 園	普 通		240	80	80	80	240	認可申請なし (変更なし)

富山県私立中学校・高等学校在籍生徒数(各年4月1日現在)
「富山県教育関係職員録」(富山県学校生活協同組合編)より

(単位:名)

【全日制】

		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
不二越工業	1	123	111	126	121	146
	2	118	122	104	115	117
	3	168	116	119	102	112
	計	409	349	349	338	375
龍谷富山	1	251	267	265	291	339
	2	237	232	255	255	274
	3	176	232	221	243	237
	計	664	731	741	789	850
高岡第一	1	187	154	187	154	178
	2	192	181	140	178	150
	3	219	190	175	138	170
	計	598	525	502	470	498
富山第一	1	411	396	432	434	390
	2	430	391	384	414	403
	3	374	416	378	381	406
	計	1,215	1,203	1,194	1,229	1,199
高朋	1	70	71	67	62	73
	2	89	62	65	64	59
	3	81	92	64	65	63
	計	240	225	196	191	195
高岡向陵	1	212	252	223	214	242
	2	161	196	228	206	193
	3	154	154	187	214	197
	計	527	602	638	634	632
新川	1	119	118	80	85	63
	2	63	98	108	71	73
	3	92	63	91	104	69
	計	274	279	279	260	205
高岡龍谷	1	131	174	175	186	200
	2	186	123	166	167	166
	3	151	178	119	152	155
	計	468	475	460	505	521
富山国際 大学付属	1	277	298	312	311	317
	2	274	262	283	304	293
	3	215	270	254	265	296
	計	766	830	849	880	906
片山学園 高校	1	92	71	70	65	61
	2	70	88	68	68	62
	3	95	67	84	68	63
	計	257	226	222	201	186
全日制 計		5,418	5,445	5,430	5,497	5,567

【通信制】

		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
高岡龍谷	1				37	51
	2				0	43
	3				0	0
	計				37	94

【中学校】

		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
片山学園 中学	1	63	62	60	67	76
	2	68	64	61	58	67
	3	77	68	62	60	56
	計	208	194	183	185	199

総合カレッジSEOの設置者の変更認可について

1 学校の目的	料理技術の習得を基に有能な人材の養成と社会に貢献出来る人格者の形成を目的とする。														
2 学校の名称	総合カレッジSEO														
3 位置	砺波市出町中央6-9														
4 変更の時期及び理由	(時期) 富山県知事認可の日から (理由) 旧設置者の辞任表明のため														
5 設置者名	(新) 瀬尾 和子 (旧) 瀬尾 陸奥														
※設置者が個人の場合 教育に関する識見を有し、 かつ、各種学校を運営する にふさわしい者 (各種学校規程第14条第2 項)	新設置者は、昭和53年12月から校長として運営に携わっており、各種学校の設置者たる要件を十分に満たすと判断できる。														
6 校長名	瀬尾 和子														
7 経費及び維持の方法	授業料・入学金・その他の収入をもって維持運営する。 不足が生じた場合は設置者の負担とする。														
8 学科別修業年限及び生徒定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程・学科名</th> <th>教習期間</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料理・技術食育科</td> <td>1年</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>料理・教員科</td> <td>1年</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>料理・調理科(高等部調理コース)</td> <td>3年</td> <td>30名</td> </tr> </tbody> </table>			課程・学科名	教習期間	定員	料理・技術食育科	1年	8名	料理・教員科	1年	2名	料理・調理科(高等部調理コース)	3年	30名
課程・学科名	教習期間	定員													
料理・技術食育科	1年	8名													
料理・教員科	1年	2名													
料理・調理科(高等部調理コース)	3年	30名													
9 備考	1 設置認可年月日 昭和53年12月23日指令総第830号														

安川専門学校ロイモード学院の廃止認可について

1 学校の名称	安川専門学校ロイモード学院
2 位 置	高岡市本丸町3-22
3 廃止の時期及び理由	(時期) 県知事の認可後 (理由) 生徒が減少し、学校の運営が困難なため
4 設置者名	安川 良子
5 校長名	安川 良子
6 生徒の処置	卒業済のため、在籍生徒なし
7 教職員の処置	退職済のため、在籍教職員なし
8 指導要録等の引継ぎ	設置者個人が管理する
9 資産の処置	全て売却予定
備 考	1 校 舎 総面積:673.84m ² 2 総 定 員 40人 3 過去5ヶ年の卒業生数 (R04) (R05) (R06) (R07) (R08) 4人 3人 3人 0人 0人 4 学校設置認可年月日 昭和51年4月1日

富山県私立学校審議会規程

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「法」という。）第17条の規定により、富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中に異議がないときは、第1項の規定による互選は、指名推薦の方法を用いることができる。

第3条 会長の任期は、2年とする。

2 会長が欠けるにいたったときは、前条の互選は次の会議において行う。

第4条 会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ審議会の議を経て指定した委員（以下「会長代理」という。）がその職務を代理する。

第5条 委員又は会長を辞職しようとするときは、会長（会長にあつては会長代理）を経て辞職願を知事に提出しなければならない。

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 前項の招集は、招集の日時・場所及び議題を記載した委員に対する告知により行う。

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8条 審議会に出席することができない委員は、開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会が成立しない場合若しくは故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があると認めたとき又は予め審議会の指定を受けたときは、会長は、審議会の権限に属する事項を専決処分することができる。

3 前項の処分をしたときは、次の審議会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 議事は議決に加わることができない委員を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第11条 採決は、起立の方法による。ただし、議長は必要と認めるときは、起立の方法を用いなくて、記名又は無記名の投票によることができる。

2 議長は、委員中に異議がないときは、前項の規定によらないで採決することができる。

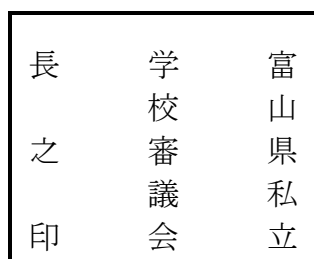
第12条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会長が審議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議する場合

(2) 公開することにより、審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第13条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

第14条 会長の印を、次のように定める。



第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和25年4月13日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和63年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成27年1月20日）から施行する。

富山県私立学校審議会運営内規

（目的）

第1条 この内規は、富山県私立学校審議会規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情（以下「緊急事態」という。）における富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（出退席の取扱い）

第2条 緊急事態の発生により会場に参集することが困難であると会長が認めるときは、会長を含む委員は、Web 会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができる。

2 前項による出席は、規程第7条、第10条及び第13条に規定する出席に含めるものとする。

3 前2項の規定により出席した場合において、映像のみならず音声を送受信できなくなり、復旧の見通しがつかないときは、当該委員は、その時から退席したものとみなす。

（確保すべき環境）

第3条 Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

（書面審議）

第4条 緊急事態の発生により第2条第1項の規定による出席を含め対面による審議会の開催が困難であり、かつ、富山県知事からの諮問に対する答申を行うべき期日までに開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で委員の意見を聴取できるとともに、規程第10条に規定する審議会の議決に代えることができる。

（雑則）

第5条 この内規に定めるもののほか、緊急事態時における審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この内規は令和4年7月21日から施行する。

○私立学校法（抜粋）

（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）

最終改正：令和五年五月八日法律第二十一号

（私立学校審議会等への諮問）

第七条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2（略）

（議事参与の制限）

第十三条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

（私立専修学校等）

第五百五十二条 第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項」とあるのは「第百三十条第一項」と、「又は」とあるのは「又は同法第百三十三条第一項において準用する」と読み替えるものとする。

2 第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する同法第四条第一項前段」と、「又は」とあるのは「又は同法第百三十四条第二項において準用する」と読み替えるものとする。

（第三項～十一項略）

○ 学校教育法（抜粋）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

最終改正：令和八年六月十七日法律第三十七号

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

（第二項～五項略）

第百三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- ② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第二百二十四条、第二百二十五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。
- ③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。
- ④ 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

○ 学校教育法施行令（抜粋）

（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

最終改正：令和八年四月一日政令第八号

第二十三条 法第四条第一項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

（第一号～十一号略）

十二 私立の学校（高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

十三（略）

2（略）

令和6年度 第3, 4回富山県公立高等学校連絡会議の開催結果

○第3回

日時：令和7年1月22日（水）13:30～14:30

場所：富山県農協会館 802会議室

出席者：経営管理部次長（座長）、私学関係者4名、県教育委員会6名、学術振興課長、計12名

（出席者からの主な発言・意見等）

○令和8年度以降の公私比率について

- ・ 前回の会議では、大まかな目安とする案を示したが、様々な懸念が考えられるという意見があった。
- ・ 今後は公私比率を決めないで、公私設置者がそれぞれで定員管理を行うということで進めてはかがだろうか。
- ・ 公私比率を設定しないという方針で進めるのであれば、同じ土俵の上で生徒募集をできるように、2次募集のあり方を検討していただきたい。

○第4回

日時：令和7年2月4日（火）15:00～15:30

場所：富山防災危機管理センター 研修室5-A

出席者：経営管理部次長（座長）、私学関係者4名、県教育委員会5名、学術振興課長、計11名

○合意内容

- ・ 社会の変化や生徒の多様なニーズを踏まえ、公立・私立ともに、より柔軟な発想で創意工夫を凝らし、富山県の高校教育の魅力を一層高めていくため、

「令和8年度以降、公私比率は設定せず、各設置者が適正な定員管理を行うこととする。」

※県立高校の2次募集のあり方を含めた入試制度について、私学側の意見も聞きながら、見直しを含め教育委員会において検討していく。